

地域開放事業委託公募型プロポーザル募集要領

令和7年2月

大田区

地域開放業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務の名称及び対象

ア 名称

地域開放業務委託

イ 対象

大田区教育委員会が指定する区立中学校2校

(2) 業務目的

区内小中学校87校（小学校59校・中学校28校）で実施している地域開放事業については、登録・使用申請を一手に受け付ける所管課の負担、利用調整を行う各校の負担などの課題がある。これらの課題解決と利用者の利便性向上のため、ノウハウを持つ外部団体への委託による業務合理化を検証する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日（予定）

なお、契約は単年度限り。また、次年度以降契約更新の可能性有（初年度を含め3年を限度とする）。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び同規模での本業務継続決定等の条件により、年度契約の更新を保証するものではない。

(5) 契約限度額（上限）

1,669,800円（税込）

※この要領に定める事業は、令和7年度予算（案）について議会の議決を得られることを条件として、区と事業者との間で業務委託契約の調整を実施するものである。

2 受託候補者の募集

候補者選定は公募型プロポーザル方式を採用し、大田区ホームページに掲載し、募集の周知を行う。信頼性、事業実施能力、事業に係る意欲、積極性、先進性等を総合的に評価し、本事業の求める学校施設の地域開放における課題を把握したうえで、教育委員会、学校及び各施設使用団体との各種調整、事務処理等を行うことができる事業者を選定する。

3 提出書類について

(1) 提出書類一覧表

提出書類	表題	提出部数	備考
様式 1	参加申込書	1 部	
様式 2	会社概要・事業実績	正本 1 部 副本 9 部	文字の大きさは 10 ポイント以上とし、1 ページ以内で作成すること。
様式 3	業務方針	正本 1 部 副本 9 部	
様式 4	企画提案書 1 実施体制 2 取組み 3 課題解決	正本 1 部 副本 9 部	文字の大きさは 10 ポイント以上とし、左記の 1 から 3 について各 2 ページ以内で作成すること。
様式 5	見積書	1 部	
様式 6	質問書	1 部	
様式 7	辞退届	1 部	

- (2) 提出書類はステープラー（ホッチキス）止めにしない。
- (3) 提出後の書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提案した企画は、大田区に帰属し、本事業の目的以外には使用しないこと。
- (5) 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- (6) 企画内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法を使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類の中で、次の条件のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出された書類全体を無効とし、審査の対象としない。
- ア 書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ その他、本実施要領において規定した条件を満たしていないもの
- (9) 様式 2～5 は会社独自の体裁で作成可。ただし、様式番号・様式名・記載事項等がわ

かるようにすること。

(10) 様式2～4の副本には、会社名、代表者名、会社ロゴ等の表示及び応募者が特定できる表現はしないこと。

(11) 本プロポーザル申込後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

5 受託候補者選定までのスケジュール

公募は、次の日程で行いますが、状況により変更することがあります。

項 目	時 期
募集要領等の公表（ホームページ）	2月14日（金）
募集内容に関する質問の受付期限	2月21日（金）
質問に対する回答（ホームページ）	2月28日（金）
提案書類の受付期間	2月14日（金）～3月13日（木）
一次審査（書類審査）	3月13日（木）～3月19日（水）
結果通知発送	3月21日（金）
二次審査（面接審査）	3月28日（金）
選定結果通知発送	3月末～4月上旬

6 応募手続きの流れ

応募に当たっては、「参加申込書（様式1）」の提出を最初にお願いします。

(1) 募集要領の公表

大田区のホームページにより公表します。

(URL : <http://www.city.ota.tokyo.jp>)

掲載日 令和7年2月14日（金）

募集要領の内容が変更になった場合は、速やかに更新版を区のホームページに掲載します。この場合、応募者への個別のお知らせはしませんのでご了承ください。

(2) 参加申込書の提出及び書類配付、提出先及び問合せ先

大田区教育総務部教育総務課教育地域力推進担当

〒144-8623 東京都大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア5階

電話 03-5744-1445

(3) 募集要領に関する質問受付

募集要領等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月21日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法

「質問票（様式6）」に必要事項を記入の上、上記（2）問合せ先まで電子メール（アドレス syakyou@city.ota.tokyo.jp）にて送付してください。

質問に対する回答は、2月28日（金）に、区のホームページで一括して回答します。個別の回答はいたしません。

エ 注意事項

今回の募集と直接関係がないと判断した質問については、回答しません。

(4) 提案書類の提出

ア 提出期間

令和7年2月14日（金）から令和7年3月13日（木）まで
（土・日曜日・祝日を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法

直接ご持参をお願いいたします。

7 プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること
- (2) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中ではないこと
- (3) 国税又は地方税等を滞納していないこと
- (4) 経営不振状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき。）
- (5) 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）第2条第1号に規定する暴力団（暴力団関係者を含む。）でないこと。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の関係私企業への就職の制限）、第142条（長の請負人等になることの禁止）、第166条（副区長の兼職禁止・事務引継）及び第180条の5第6項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないこと。
- (7) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

8 受託候補者選定

応募者の業務実施能力、信頼性・社会性及び見積価格について総合的に評価し、業務委託候補者を決定します。なお、応募者の評価に当たっては、書類審査、面接審査による選考を行います。

(1) 一次審査（書類審査）

提出された書類の内容は、評価基準に基づき選定委員会において審査を実施し、二次審査（面接審査）の参加事業者（3社程度）を決定します。

(2) 二次審査（面接審査）

選定委員に対するプレゼンテーション及び委員質疑による審査を行います。日程等については別途通知します。

(3) 評価内容

提出書類の全てを対象として、次の評価項目により評価します。

評価項目	
業務実績	本業務遂行に必要な知識及び経験の有無
業務方針	本業務に対する方針及び理念
企画提案内容	本業務の実施体制
	本業務の取組方法及び内容
	本業務の課題解決に対する考え方
見積提案価格	適正運営価格の算出

9 受託候補者選定結果の通知及び公表

受託候補者選定結果は、プロポーザル参加者に対し、書面により通知し、区のホームページで公表します。

10 その他留意事項

- (1) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、参加者側の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (3) 本プロポーザルは、本件の受託先候補者を選定するものであり、契約締結は、大田区総務部経理管財課が担当する。
- (4) 再委託は原則禁止です。大田区契約約款、再委託ガイドライン等は、区HP（業者の方へ>契約情報>約款等）を確認してください。